

受付票 兼 同意書

20 年 月 日

すべてに記入をお願いします。

裏面の注意事項を確認し、同意した。

※に☑をお願いします。

予約番号

○をつけてください	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物				
ごみの発生元と搬入者が同じ場合、搬入者欄には同上と記入して下さい。						
○をつけてください	掛川市区域	大東・大須賀区域				
ご み 発 生 元	住 所					
	氏 名 (事業所名)					
	電 話 番 号	—	—			
搬 入 者	住 所					
	氏 名					
	電 話 番 号	—	—			
もえるごみ		もえる 粗大ごみ	・家具類 ・布団 ・畳（ 枚）	・木材 ・じゅうたん		
もえないごみ		・蛍光管 ・ガラス ・なべ ・電池	・缶 ・陶器類 ・フライパン	・金属類 ・ガスコンロ ・ソファー ・プラスチック製品	・家電品 ・ストーブ ・座椅子	
古 紙		・シュレッダー ・新聞	・雑がみ ・ダンボール	資源 物	・プラスチック資源 ・ビン ・衣類	・ペットボトル ・毛布
草木（剪定枝）			自 転 車		台	
解体手数料 対象品	・スプリングマットレス（ ） ・マッサージチェア（ ）	・ソファーベッド、電動ベッド（ ） ・オルガン、電子オルガン（ ）	合 計	台		

受 付 番 号		出 力 チエック	
------------	--	-------------	--

搬入時における注意事項

- ・処分するごみの中に貴重品が入っていない
- ・一度搬入された廃棄物は返品できない
- ・未分別品及び受入不可品等があった場合、持帰りとする
- ・解体手数料徴収について対象品・料金とも確認した
- ・家庭系一般廃棄物と申告された場合でも、作業員が事業系一般廃棄物と確認した場合、事業系ごみ処理料金に変更となる
- ・荷下ろしは搬入者自身で行う
- ・場内の安全確保のため作業員の指示に従う
- ・農業用品の受入はできません

～環境資源ギャラリーでは、粗大ごみ等の一部を販売します～

- ・粗大ごみを持ち込む場合、搬入物により解体手数料を徴収しています。
解体手数料は、商品として販売された場合清掃管理手数料として取り扱い、返金は行いません。
- ・販売に同意される方は、下記にチェックをお願いします。

上記内容を確認しました。	<input type="checkbox"/>
搬入物の販売に同意します。	<input type="checkbox"/>

※同意が得られた搬入物のうち、販売の可否は別途職員が判断します
※同意されない場合は、通常どおり分別解体処理を行います